

(目的)

第 1 条 教育活動の成果を評価し、かつ受験者の受験権利を平等に担保するため、追試験を実施することがある。

(追試験の実施条件)

第 2 条 疾病・負傷、試験会場に向かう途中の事故、または第 3 条に掲げるやむを得ない理由により、定期試験を受験できない者を対象として、追試験を実施することがある。

(やむを得ない理由)

第 3 条 やむを得ない理由とは、以下のものをいう。

- 2 定期運行している交通機関の事故または災害等
- 3 親族の危篤、死亡（本制度における親族とは、2 親等以内の親族とする）
- 4 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 2 項の一類感染症または第 3 項の二類感染症の患者
- 5 その他第 1 号から第 4 号に準ずるものとして、試験委員会が承認したもの

(追試験実施の決定)

第 4 条 追試験の実施は、学習支援部長により申請事由が第 3 条に合致するかを厳正に審査した上、科目担当教員の意見を聴いて、試験委員会の議を経て試験委員長が決定する。

(追試験の実施科目)

第 5 条 追試験は、定期試験を実施する科目について行う。

(追試験の実施方法)

第 6 条 追試験の実施方法は、科目担当教員が決定する。

(申請方法)

第 7 条 追試験を希望する者は、所定の様式に記入の上、第 3 条に該当することを明確に証明する書類を添付の上、期日までに学習支援部教務課へ提出する。

(虚偽申請の取り扱い)

第 8 条 虚偽の申請により追試験制度を悪用した場合、「受験不正行為に対する指導規程」第 4 条、不正行為の種類第 10 項が適用され、懲戒の対象となる。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、学長が教授総会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 20 日から施行する。